

私立大学の入学試験に際して行われる情宣活動の差止めが認められた事例

- 【文献種別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 平成 27 年 1 月 28 日
【事件番号】 平成 26 年（ネ）第 4038 号
【事件名】 情宣活動禁止等請求控訴事件
【裁判結果】 控訴棄却
【参照法令】 憲法 21 条・28 条、労働組合法 7 条・8 条、民法 709 条
【掲載誌】 判時 2309 号 131 頁、判タ 1429 号 121 頁

LEX/DB 文献番号 25544282

事実の概要

Y₁～Y₄は、いずれも学校法人Xが設置する私立大学の生活協同組合（以下、X大生協という）に雇用されていた者であり、その労働組合Y₅の構成員である（以下、Y₁～Y₄をまとめてY₁らと呼び、Y₁～Y₅をまとめてYらという。なお、XとY₁らとの間に雇用関係が存在したことは一度もない）。2004年にX大生協は解散し、Y₁らを含む全従業員が解雇された。Y₅は、XがX大生協に対する便宜の供与を中止したことがX大生協の解散の一因であると主張して、今日まで、これについてXに抗議するとともに、XがY₅との団体交渉に応ずるよう求めてきた。だが、Xは、そのような団体交渉に応ずべき義務はないとして、Y₅の要求を一貫して拒んでいる。2014年には、この点に関するXの主張を支持する東京高等裁判所の判決について、Y₅の上告を棄却などする最高裁判所の決定が下された。

また、Yらは、Xとの団体交渉を求める活動の一環として、Yらの支援者らとともに、2003年から2014年までの間、毎年のように、Xの入学試験が実施される日に、複数の試験会場の付近において、X大生協の解散反対などを訴える情宣活動を行った。具体的には、各会場の近辺の歩道上にゼッケンを着用して集まり、Xを糾弾するスローガンに記載した横断幕を掲げ、受験生を含む通行人らにビラをまいたり、メガホンを使ってシュプレヒコールを上げたり、拡声器を用いて演説を行ったりした。2009年以降は、事前に発令された、Yらによるこれらの行為を制限する内容

の仮の地位を定める仮処分を無視するような形で情宣活動が続けられた。ときには、仮処分を執行しようとする執行官とY₁ら・支援者らとがもみ合いになることもあった。ただし、Yらの情宣活動は、いずれも午前8時ころに始まり、入学試験が開始する前の午前9時半ころには終了した。

そこで、Xは、学校法人としての「平穩に営業活動を行う権利（営業権）及び入学試験を平穩に実施する権利」に基づき、Yらに対して、将来における入学試験の実施に際して、Yらがその当日に合計10カ所の試験会場の付近において「徘徊又は滞留し、横断幕等を掲げ、ビラを撒き、演説を行い、シュプレヒコールを行うなどして」Xの行う業務の平穩を害する一切の行為をしないこと、または第三者をして上記行為をさせないこと（当該行為の差止め）を請求した。

原審（東京地判平26・6・10判時2309号138頁）は、本案については¹⁾、3カ所の会場に関するXの請求を認容した。これに対して、残りの7カ所の会場については、Yらがそれらの付近で情宣活動を行う蓋然性が認められないとして、それぞれに関する請求を棄却した。そのため、XとYらとが各々の請求棄却部分について控訴した。

判決の要旨

本判決は、Yらの本案前の主張を排斥した上で、本案については、原審の判断を引用しつつ²⁾、以下のように判示して、X・Yら双方による控訴とともに棄却した。

1 Xは、学校法人として「平穩にその業務を行う権利」、特に、その入学試験に関して「受験生にとって適切な環境を確保して入学試験を実施することを妨げられない権利」を有している。それゆえ、Yらによって「当該権利が〔違法に〕侵害される蓋然性があり、事後的な損害賠償では回復の困難な重大な損害が発生すると認められるような場合³⁾」には、Xは、Yらに対して、そのような侵害の差止めを請求することができる。

Yらは、これまで、Xの入学試験が実施される際に同じような情宣活動を繰り返しており、特に2009年以降は、その活動を制限する仮の地位を定める仮処分を無視するような態度を示している。これらの事情に鑑みれば、Yらが、将来の入学試験においても、同様の情宣活動を行う蓋然性は「極めて高い」と考えられる。

さらに、前述したようなYらによる従来の情宣活動は、「入学試験会場に向かう試験前の受験生を対象としたものとして、入学試験に相応しい静謐な環境を害するものであり、受験生のために適切な環境を確保して入学試験を実施することを妨げられないという原告〔Xのこと。以下、同じ〕の上記権利を侵害する」ものというべきである。このことは、Yらが、当該活動に際して、入学試験そのものを妨害する意思がなく、これまで実際に、そのための配慮（情宣活動を入学試験が始まる前に終わらせること）をしてきたとしても変わらない。

2 Yらによる情宣活動の違法性の有無は、「その目的、態様、被侵害利益の侵害の程度その他の事情を考慮し、社会通念上相当と認められる」か否かによって、これを判定すべきである。そして、①入学試験の実施は、Xにとって「極めて重要な業務」であるところ、その際に前述のような態様の情宣活動を行うことは、Xに対して「不当な圧力」をかけるものと評価されること、②そのような情宣活動は、仮にXにY₅との団体交渉に応ずべき義務がある場合であっても、原則として許されないものであること、ましてや③XにはY₅との団体交渉に応ずべき義務が存在しないこと（そのことは2014年の最高裁判所の決定によって「公権的に確定している」）に照らすならば、憲法28条によってYらに一般的自由として情宣活動を行う権利が保障されているとしても、入学試験の実施に際して行われる、上記態様におけるYらの情宣

活動は違法なものである、と解される。

3 他方、Yらは、2003年以降、主として東京、仙台、福岡に設置された3カ所の試験会場において前記情宣活動を行ってきたものであり、それはそれぞれの地方にYらの支援者が存在するためである。また、Y₁らは、いずれも東京またはその周辺に居住している。このような過去および現在の状況によると、Yらが上記3カ所の会場以外の会場において情宣活動を行う蓋然性が高いとは認められない。

判例の解説

一 序

ある法益が違法に侵害され（ようと）している場合、その法益の享受主体（被侵害者）は、差止請求権に基づき、侵害者に対して、そのような侵害の排除（予防）を請求することができる。我が国の判例は、これまで①雑誌の記事によって名誉が毀損される場合⁴⁾、②道路から排出される騒音などによって日常生活の平穩が侵害される場合⁵⁾、③インターネット上のウェブサイトの検索エンジン（その検索結果）によってプライバシーが侵害される場合⁶⁾ などについて、各場合における侵害の違法性の存否に関する判断基準を提示してきた。

本判決は、大学の入学試験に際して行われる労働組合活動（情宣活動）に対する差止請求の可否が争われた事案において、当該活動の違法性を認め、差止請求を認容したものである。

以下では、まず、本判決の判断の特徴を整理しよう。

二 特徴

1 入学試験開始前から静謐な環境を保持する利益の肯定

第1に、本判決は、Xに、学校法人として「その業務を平穩に遂行する権利」、なかんずく、「受験生にとって適切な環境を確保して入学試験を実施することを妨げられない権利」が存在することを承認した上で、そのような権利の内容として、Xは、入学試験それ自体（筆記試験や面接試験など）が行われる間だけでなく、当該試験が開始される前——その試験が催される日の朝、受験生

らがそれぞれの試験会場に集まる時点——からす
で、試験会場の付近（その会場の入口を中心とす
る半径 200m 以内）において「受験生が〔入学試験に〕
集中することができるような静謐な環境」を準備
し、保持しうる、とした。

私見によれば、このような判断は、妥当なもの
であると思われる。すなわち、大学の入学試験は、
受験生各自が、その大学における 4 年間の高等
専門教育を全うしうるだけの基礎学力を備えている
か否かを判定するために行われるものである。その
ような入学試験の（大学にとっての）目的が
果たされるためには、個々の受験生が、筆記試験
や面接試験において各自の最善を尽くすことが
できる精神状態——具体的には、まさしく本判決が
述べるような「受験生が〔入学試験に〕集中する
ことができるような」精神状態——にあることが
求められる。それゆえ、このような精神状態を
それぞれの受験生が持ちうるような環境を筆記試験
等の始まる前から整え、受験生らに提供すること
もまた、当該試験を実施する学校法人の、その試
験に関する業務の 1 つを成すものと考えられる。
そうであるとする、にもかかわらず、本件にお
いて、X によるそのような環境の準備や保持が Y
らによって正当な理由なく妨げられる場合には、
X は、前記「その業務を平穩に遂行する権利」を
保護するための差止請求権に基づき、Y らに対
して、そのような妨害行為の排除・予防を請求す
ることができる、と解すべきこととなる。また、し
たがって、本判決も指摘するように、Y らの情宣
活動がたとえ入学試験の実施それ自体を妨げるも
のではないとしても、なお上記活動は、入学試験
の実施に関する X の前記権利を違法に侵害するも
のとなりうるのである。

2 情宣活動の違法性の肯定

第 2 に、本判決は、前述のような態様（複数人
の集合、メガホンをういたシュプレヒコール、拡声
器を用いた演説、執行官とのみみ合い）における Y
らの情宣活動が X の前記権利を違法に侵害するも
のであることを肯定した。

本稿の見るところ、この結論もまた支持される
べきであると思われる。

一般論として、確かに Y らは、憲法 28 条によ
って保障された団体行動権の一内容として、X が労
組法 7 条にいわゆる「使用者」に該当し、Y₅と

の団体交渉に応ずべき義務を負っていること（そ
れゆえ、X の拒否は同条 2 号所定の不当労働行為に
当たること）を主張して、X に対して、Y₅との団
体交渉に応ずるよう求める自由を有している。ま
た、Y らによる情宣活動は、そのことを X、さら
には広く社会に対して訴える活動としての側面を
も備えているものといえよう。

しかし、他方において、X の入学試験の実施に
際して（その試験の直前に）、その会場の付近の静
穩を害するような形で、Y らが当該活動をあえて
しなければならない必要性は認められない。Y ら
が自らの主張を第三者に対して訴えるには、例え
ば入学試験が終了した後に、帰宅の途につく受験
生らに対して情宣活動を行うことでも足りるはず
である。

さらに、本件では、Y らの上記主張の法的正当
性が訴訟の場においてすでに争われ、当該主張の
認められないことが確定している。このような場
合には、今や Y らの要求に応ずべき法的義務を負
わないことが明らかとなった X に、それでもなお
Y₅との団体交渉の席に着くよう要求すること、
しかも X に対する単なる懇請の域を超えて、——
まさしく Y らの情宣活動がそうであるような——
示威行動⁷⁾によってその実現を図ることは許さ
れない（少なくとも、その要保護性は、他の利益の
それに劣後する）と解さざるを得ない⁸⁾。

それゆえ、先述したとおり、一方において、①
X の側には、その入学試験の実施に際して、受験
生に静穩な環境を提供することについて法的に保
護されるべき利益が認められ、他方で、②それを
侵害する Y らの前記態様における情宣活動が、そ
の必要性や正当性（の欠如）に照らして本来、（強い）
法的保護に値しない本件においては、当該活動が
X の利益に対する違法な侵害に当たるとした本判
決の判断は妥当なものである、と考えられる⁹⁾。

3 侵害の危険の否定

第 3 に、本判決は、X の Y らに対する請求の
うち、東京・仙台・福岡以外の 7 カ所の会場に
関する請求については、Y らによる情宣活動（X
の法益に対する違法な侵害）が行われる蓋然性が
高いとはいえない、つまりはそのような侵害が生
ずる危険が認められない、として、それらの請求を
棄却した。

差止請求権の発生要件たる、法益に対する違法

な侵害の危険は、現に差し迫った具体的なものではない。別言すると、単なる一般的・抽象的可能性では上記危険としては不十分である。

本件において、Y₁ら4名が同じ日に東京・仙台・福岡の3つの会場の付近で前述のような態様の情宣活動を一齐に実施することができたのは、本判決が判示するように、それぞれの地に存在するYらの支援者らによるところが大きかったものと思われる。このような実態に鑑みれば、Yらの支援者らが存在しない地域においてYらの情宣活動が行われる高い蓋然性、すなわちXの前記権利に対する違法な侵害の危険を否定した本判決の判断もまた、妥当なものとしてこれを支持すべきである、と解される。

三 疑問

次に、本判決の判断に関する疑問を1つ示して、本稿の締めくくりとしたい。

すでに見たように、本判決は、Xによる差止請求が認容されるための要件として、Xの法益が違法に侵害されることに加えて、Xに「事後的な損害賠償では回復の困難な重大な損害が発生すると認められる」ことが必要である、と判示する。

しかし、私見によれば、このように（重大な）損害の発生を差止請求権の要件とすることは不要かつ不当である、と思われる。というのも、差止請求権は、不法行為損害賠償請求権とは、その本質的機能を異にするからである。すなわち、差止請求権は、被侵害者が過去に被った「損害」を回復するものではなく、現に存在する違法な「侵害」（の危険）それ自体を将来に向かって取り除くことをその目的とするからである¹⁰⁾。

本判決の上記判示には、あるいは北方ジャーナル事件大法廷判決¹¹⁾による判示、すなわち、名誉毀損に該当する事実の公表を差止めることができるのは「被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞がある」場合のみである、との判示が影響しているのかもしれない。

しかし、当該判示は、あくまで名誉毀損に関する事案を念頭に置いたものであり、それゆえ、その射程もまたそのような事案に限定されるべきであると思われる。すなわち、ある者の名誉を毀損する事実が示されても、それを打ち消す別の事実が後に明らかとなれば、一度損なわれた名誉は事

後的に回復しうるものと（規範的には）解される。そのため、名誉毀損に当たる事実の摘示に対する差止めは、——それが侵害者の「表現の自由」や国民の「知る権利」などと対立する可能性があることに配慮して——ごく限られた場合にのみ許されるべきである、と考えられる。

だが、以上の立論は、名誉以外の法益が侵害される場合には直ちには妥当しない。それゆえ、それらの法益に関しては、当該法益が違法に侵害され（ようと）していると判断される場合には、被侵害者が（重大な）損害を被るおそれがあるか否かにかかわらず、そのような侵害に対する差止請求が直ちに認容されるべきである（そのような原則を固持すべきである）と思われる。

● 注

- 1) なお、Y₁らが行った本案前の主張の一部が認められ、訴えが一部却下されている。この点の詳細に関しては、原審の評釈たる畑宏樹「判批」新・判例解説 Watch（法七増刊）18号（2016年）117頁以下による分析を参照。
- 2) それゆえ、以下の本文においても、適宜、原審の判断を本判決の判断として取り扱う。
- 3) 引用文中、亀甲括弧にくくられた部分は、引用者によるものである。以下、同じ。
- 4) 最大判昭61・6・11民集40巻4号872頁。
- 5) 最判平7・7・7民集49巻7号2599頁。
- 6) 最判平29・1・31民集71巻1号63頁。
- 7) すでに確認したとおり、本判決は、Yらの情宣活動はXに「不当な圧力」をかけるものである、とする。
- 8) 例えば、AがBに対して貸金100万円の返還を求めて訴えを提起したところ、そのような貸金債権が存在しないことを理由とする請求棄却の判決が下され、確定した場合において、なおAがBに100万円の支払いを要求し、それに応じようとししないBの自宅などを再三、しかも夜遅くに訪れるような行動に出たとしたら、このようなAの行為は法的保護に値しないであろう。
- 9) ただし、本判決の判断を前提としても、Yらの情宣活動の態様が会場の付近の静穏を害するものではなく、また示威行動にまで至るようなものではない場合——例えば、Yらが、自らの主張を記載した書面を受験生らに黙って配布したに止まる場合——には、本判決のそれとは別様の判断がなされる可能性も残されているものと思われる。
- 10) 詳しくは、根本尚徳『差止請求権の理論』（有斐閣、2011年）51～62頁を参照。
- 11) 前掲注4）最大判昭61・6・11。